

社会福祉法人山善福社会 役員報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人山善福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 役員には、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 常勤理事に対する報酬は、別表1に定める報酬総額（年額）の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬等は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬等は、別記3に定める額とする。
- 4 個々の評議員選任・解任委員の報酬等は、別表4に定める額とする。

（報酬等の支給日）

第5条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、当月の1日からその月の月末までを単位とし、翌月の10日に支給する。ただし、その日が休日（国民の祝祭日）または日曜日に当

たるときは、その前日とする。

- 2 非常勤役員及び評議員等の報酬等及び常勤役員の旅費等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬額の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、次の算式により計算する。

$$\text{日割り単価} = \text{報酬額} \div 21 \text{ 日} \quad \text{報酬支給額} = \text{その月の出勤日数} \times \text{日割り単価}$$

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務を遂行するのに伴い発生する、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費については遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は令和7年4月1日より施行する。

別表 1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬総額（年額）
理事長	600 万円～2,000 万円
理事	500 万円～1,000 万円

別表 2（非常勤役員の報酬等）

名 称	報 酬	
理事会出席報酬	5,000 円	
理事業務報酬等	1 日	5,000 円
監事業務報酬等	1 日	5,000 円

別表 3（評議員の報酬等）

名 称	報 酬	
評議員会出席報酬	5,000 円	
評議員業務報酬等	1 日	5,000 円

別表 4（評議員選任・解任委員等の報酬等）

名 称	報 酬	
理事会・評議員会出席報酬	5,000 円	
業務報酬等	1 日	5,000 円